

# 一般社団法人日本高圧力技術協会細則

一般社団法人日本高圧力技術協会

昭和42年5月18日（制定）

平成24年4月27日（改正17）

## 第1章 入会

### （入会手続）

第1条 本会に入会する団体、個人及び学生は別に規定する申し込み用紙により申し込まなければならない。なお、学生は在学証明書を提出しなければならない。

2 本会に入会する団体は、第3条に示す会費の口数によりⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種とする。

3 前項の団体会員は、その団体に所属する議決権行使者（Ⅰ種5人、Ⅱ種3人、Ⅲ種2人）を決定し、届け出なければならない。

## 第2章 会費

### （入会金、会費）

第2条 会員は第3条に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

2 学生会員から個人会員へ会員変更の届出書を提出し、会員を継続した場合は、入会金は免除される。

### （納入金額）

第3条 入会金及び会費は次表のとおりとする。

種 別	入会金 (円)	会 費 (円/年)		
団体会員	10,000	1口につき 190,000	Ⅰ種	5口以上
			Ⅱ種	2口以上
			Ⅲ種	1口
個人会員	1,000	6,000		
学生会員	1,000	3,000		

### （会費の納入）

第4条 会費はすべて前納を原則とする。ただし、1年2回に分けて納入することができる。この場合、後の分納分は、事業年度の前期に納入しなければならない。

2 会員が任意退会、除名又は会員資格の喪失の場合においても、当該事業年度までの会費は納入しなければならない。

### （会費の変更）

第5条 事業年度の途中で、入会又は団体会員が種を変更したときは、入会又は種変更の月から当該事業年度末までの分に対し、月割で計算した金額を会費として納入するものとする。ただし、Ⅰ種会員がⅡ種会員又はⅢ種会員に、Ⅱ種会員がⅢ種会員に変更したときは、当該事業年度の会費は変更しない。

#### (会費の免除)

第6条 会員の期間が20年以上で年齢が満70歳以上の個人会員は特別個人会員とし、会費の納入を免除することができる。

2 前項の期間には、学生会員であった期間を含む。

### 第3章 総会

#### (総会における議決)

第7条 総会における団体会員の議決権は、本会に届出されている議決権行使者が出席して行使する。

2 2個以上の議決権を有する団体会員は、それぞれの議決権行使者が総会に出席して各人1個の議決権を行使するものとする。

### 第4章 役員

#### (理事の役割分担)

第8条 理事(会長を除く)は会務担当理事として次の会務を分担、執行する。

- (1) 企画担当理事 9人以内
- (2) 総務担当理事 4人以内
- (3) 財務担当理事 4人以内
- (4) 編集担当理事 6人以内
- (5) 国際活動担当理事 2人以内
- (6) 教育担当理事 4人以内
- (7) 認証担当理事 2人以内
- (8) 規格審議担当理事 2人以内

2 各会務担当理事の役割分担は次のとおりとする。

- (1) 企画担当理事は、第19条第2項第1号に規定する会務を担当する。
- (2) 総務担当理事は、第19条第2項第2号に規定する会務のうち、総務に関する会務を担当する。
- (3) 財務担当理事は、第19条第2項第2号に規定する会務のうち、財務に関する会務を担当する。
- (4) 編集担当理事は、第19条第2項第3号に規定する会務を担当する。
- (5) 国際活動担当理事は、第19条第2項第4号に規定する会務を担当する。
- (6) 教育担当理事は、第19条第2項第7号に規定する会務を担当する。
- (7) 認証担当理事は、第9章に規定する会務を担当する。
- (8) 規格審議担当理事は、第10章に規定する会務を担当する。

#### (会務担当理事の選任)

第9条 会務担当理事は、理事会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。

#### (名誉会長・顧問)

第10条 会長として本会の目的達成に特に功労のあった者は、理事会の議決を得て名誉会長顧問とすることができる。

2 名誉会長は1人とする。

3 名誉会長及び顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問の任期は、原則として選挙により会長が交代したときまでとし、引き続き、理事会の議決を得て、名誉会長、顧問とすることができる。

### 第5章 役員の選出

#### (役員の定期選挙)

第11条 役員は、団体会員、個人会員から選出される。

2 役員の定期選挙は、選挙を行う年の2月1日より通常総会開催日までに行う。但し、欠員、補充により選挙を行う必要が生じた場合には、理事会の議決を得て、**随時**行うことができる。

#### (役員候補の推薦)

第12条 役員選挙にあたり、理事会で推薦された会員及び正会員5人以上の連名で推薦された会員を候補者として、その会員名を正会員に通知しなければならない。

#### (選挙手続)

第13条 役員の選挙手続に関しては、理事会の議決を得て別に選挙内規を定める。

### 第6章 役員の補充、変更

#### (役員の補充)

第14条 役員に欠員を生じて会務に支障あるときは、総会で議決を得た選挙の次点の会員を繰り上げることができる。

#### (役員の変更)

第15条 団体会員**から選出された役員**を変更する場合は、理事会の議決を得て、総会で選任されなければならない。

### 第7章 理事会

#### (理事会出席者と議決)

第16条 理事会の出席者は、会長、副会長を含む理事、監事、名誉会長、顧問及び参与とする。

2 理事会の議決は、理事による。

- 3 理事が理事会に出席することなく、代理人又は書面等によって議決権を行使することはできない。

#### (理事会の開催)

第17条 理事会は原則として毎年6回開催するものとする。

#### (理事会書面審議)

第18条 特別の事情があるときは、書面による審議をもって、理事会に代えることができる。

## 第8章 会務委員会

#### (役割)

第19条 本会に次の会務委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 国際活動委員会
- (5) 貢献賞選考委員会
- (6) 科学技術賞選考委員会
- (7) 教育委員会
- (8) 認証委員会
- (9) 規格審議委員会

2 各委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画委員会は、事業計画、事業の調整その他の企画立案等の会務を行う。
- (2) 総務委員会は、事業報告書の作成、人事・文書その他庶務に関する事項並びに予算、決算報告書の作成、出納の管理、資産の保管その他財務に関する会務を行う。
- (3) 編集委員会は、会誌「圧力技術」の編集その他の出版物の編集等の会務を行う。
- (4) 国際活動委員会は、日本圧力容器研究会議（J P V R C）及び国際圧力容器工学会議（I C P V T）等の国際活動に関する会務を行う。
- (5) 貢献賞選考委員会は、貢献賞候補の選考及び功績賞候補の選考への協力に関する会務を行う。
- (7) 科学技術賞選考委員会は、科学技術賞等選考に関する会務を行う。
- (8) 教育委員会は、技術者の人材育成、活用のための講習会等の活動に関する会務を行う。
- (9) 認証委員会は、第9章に規定する会務を行う。
- (10) 規格審議委員会は、第10章に規定する会務を行う。

#### (構成)

第20条 各委員会に委員長1人、副委員長2人以内、委員を置き、幹事は若干人置くことができる。

2 各委員会に委員長の判断により、助言を得るための顧問委員若干人を置くことができる。

#### (役員の選任)

第21条 各委員会の委員長は、理事会の議決を得て、原則として理事のうちから会長がこれを委嘱する。

2 副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

#### (役員の任期、再任)

第22条 各委員会の役員及び委員の任期及び再任については、本会の役員の規定に準ずる。

#### (運営)

第23条 各委員会は委員会規則を定めて運営する。

2 各委員会の規則は理事会の承認を得なければならない。

#### (活動報告)

第24条 各委員長は、事務局を通じて委員会開催後の最初の理事会に委員会開催日時、場所、出席者数、議題その他を報告しなければならない。

## 第9章 認証委員会

#### (目的)

第25条 本会に認証・認定及び検査に関する事業を行うため認証委員会を置く。

#### (構成)

第26条 委員会に委員長1人、副委員長及び監事各2人以内、委員を置く。また、幹事若干人を置くことができる。

2 この委員会に委員長の判断により、助言を得るための顧問委員若干人を置くことができる。

#### (構成員の選任)

第27条 委員長、副委員長、監事、幹事及び委員は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

#### (構成員の任期、再任)

第28条 この委員会の役員及び委員の任期及び再任については、本会の役員の規定に準ずる。

#### (認証・認定料等の設定)

第29条 認証・認定及び検査に関する料金は、理事会の議決を得て定める。

#### (運営)

第30条 この委員会は、委員会規則を定めて運営する。

2 委員会規則は理事会の承認を得なければならない。

#### (経理・剰余金、不足金の処理)

第31条 この委員会の経理は、一般会計として処理する。

2 委員長は、その収支を理事会に報告して承認を得なければならない。

3 事業年度末に剰余が出たときは、理事会の承認を得て、資産または翌事業年度会計に繰り入れるものとする。

4 事業年度末に不足金が出たときは、理事会の承認を得て、資産より充当する。

## 第10章 規格審議委員会

#### (目的)

第32条 本会に、本会規格「HPIS」の制定、改正及び廃止、その他日本工業規格、国際規格に関する事業を行う規格審議委員会を置く。

2 規格審議委員会は、必要に応じて複数置くことができる。

#### (構成)

第33条 各委員会に委員長1人を置く。

2 委員会に副委員長2人以内、及び幹事若干人を置くことができる。

3 委員会に委員長の判断により、助言を得るための顧問委員若干人を置くことができる。

#### (委員の選任)

第34条 各委員会の委員は、委嘱委員とする。

2 委嘱委員は、分野ごとの規格に関する技術的な事項に関して学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

3 委嘱委員は委員会費を納入しなくてよい。

4 委嘱委員のうち団体会員からの委嘱委員は、交通費等の支給はない。

#### (委員の業種分類等)

第35条 委員は、各委員の所属する組織の業種に応じて、業種分類のうちいずれかに分類されるものとし、同一業種の委員の数は委員の数の3分の1を超えないものとする。

2 各委員会は、第1項の業種分類について、各委員会規則に定めるものとする。

#### (委員長の選任)

第36条 各委員会の委員長は、委員の互選により定め、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

#### (構成員の任期、再任)

第37条 この委員会の役員及び委員の任期及び再任については、本会の役員の規定に準ずる。

#### (ワーキンググループの設置)

第38条 各委員会にワーキンググループを置くことができる。

#### (運営)

第39条 各委員会は委員会規則を定めて運営する。

2 各委員会の規則は理事会の承認を得なければならない。

#### (経理)

第40条 各委員会の経理は、法人会計として処理する。

#### (活動報告)

第41条 各委員会の委員長は、事務局を通じて委員会開催後の最初の理事会に委員会開催日時、場所、出席者数、議題その他を報告しなければならない。

### 第11章 専門研究委員会

#### (目的)

第42条 本会に、本会事業に関する学術及び技術の向上並びにその普及を図るため、会員の要請によって専門研究委員会を置く。ただし、その設置については理事会の承認を得なければならない。

#### (運営・活動・委員会費)

第43条 専門研究委員会の各委員会は、委員会運営費用として委員会費を徴収し、原則としてこの範囲内で活動し、委員会を運営する。

2 委員会において、特に資料が多くなる時、又は実験費用等が発生するときは、別途追加負担金を徴収することがある。

3 本会共通の特別活動費用として認められるときは、理事会の議決を得て、本会予備費を充当することができる。

4 調査研究の結果は、原則として会員に周知する。ただし、その発表の方法については、当該委員会委員長の提案に基づき理事会の承認を得て決めることができる。

#### (構成)

第44条 各委員会に委員長1人を置く。

2 委員会に副委員長2人以内、及び幹事若干人を置くことができる。

3 委員会に委員長の判断により、助言を得るための顧問委員若干人を置くことができる。

#### (委員)

第45条 各委員会の委員は、一般委員及び委嘱委員の二区分とする。

2 一般委員は、団体会員から募集し、所定の会費を負担するものとする。ただし、理事会の承認を得た場合はその限りではない。

- 3 委嘱委員は、委員長の推薦により理事会の議決を得て会長が委嘱し、原則として委員会費を納入しなくてよい。ただし、委嘱委員の数は原則として、各委員会の構成人員の3分の1を超えないものとし、これを超えるときは、あらかじめ理由を附して理事会の承認を得なければならない。

#### (委員長の選任)

第46条 各委員会の委員長は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

#### (分科会等の設置)

第47条 各委員会に分科会、ワーキンググループ又は専門委員会を置くことができる。

#### (経理)

第48条 委員会の経理は、実施事業会計として処理する。

#### (剰余金の処理)

第49条 各委員会の事業年度末決算に剰余が生じたときは、理事会の承認を得て本会資産に編入するか、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (活動報告)

- 第50条 各委員会の委員長は、事業年度ごとに事業報告書及び会計報告書並びに翌事業年度の事業計画及び予算を理事会に報告して承認を得なければならない。
- 2 委員会を開催したときは、委員会開催後の最初の理事会に委員会開催日時、場所、出席者数、議題その他を報告しなければならない。

#### (新設、改廃)

第51条 各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

## 第12章 臨時専門委員会

#### (目的)

第52条 本会に、臨時に専門委員会を置くことができる。

- 2 この委員会は諸官公庁、公益法人及び民間事業団体等よりの補助又は委託費により調査、研究を行うために設ける。ただし、その設置については、企画委員会、総務委員会に報告し、理事会の承認を得なければならない。

#### (構成)

第53条 各委員会に委員長1人及び幹事若干人を置く。

- 2 各委員会に副委員長2人以内及び監事2人以内を置くことができる。
- 3 各委員会に委員長の判断により、助言を得るための顧問委員若干人を置くことができる。



**(分科会等の設置)**

第54条 各委員会に分科会又はワーキンググループを置くことができる。

**(委員長の選任)**

第55条 各委員会の委員長は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

**(経理)**

第56条 委員会の経理は、実施事業会計として処理する。

**(業務報告・会計報告)**

第57条 各委員会の委員長は、事業年度末に業務報告及び会計報告を企画委員会、総務委員会、理事会で行い、理事会の承認を得なければならない。

**(新設・改廃)**

第58条 各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

### **第13章 表彰**

**(功績賞・貢献賞)**

第59条 本会は、本会事業に功績、貢献のあった者を、別に内規を定めて選考し、功績賞、貢献賞を授与して表彰する。

**(科学技術賞等)**

第60条 本会は、圧力技術の発展に寄与した論文、解説、報告等につき、別に内規を定めて選考し、科学技術賞等を授与して表彰する。

### **第14章 定期講演会、講習会、研修会及び技術セミナー**

**(開催の目的)**

第61条 本会は圧力設備及びエネルギー貯槽等に関する学術、技術の向上に資する定期講演会、講習会、研修会及び技術セミナーを開催する。

**(定期講演会)**

第62条 定期講演会は毎年2回開催し、講師は原則として団体会員及び個人会員から募集する。

2 講演会の参加費は無料とする。

**(講習会等)**

第63条 講習会及び技術セミナーは、専門研究委員会の調査研究の成果その他について広く周知するために、または技術者の教育のために適宜開催する。

2 講習会、研修会及び技術セミナーの参加費は別途定める。

#### (企画・開催)

第64条 定期講演会、講習会、研修会及び技術セミナーは企画委員会又は関連の各委員会  
が企画し、企画委員会及び理事会の議決を得て実施する。

#### (経理)

第65条 講習会、研修会及び技術セミナーの収支は、実施事業会計として処理し、企画委  
員会、総務委員会、理事会に報告する。

### 第15章 会誌、図書等の発行

#### (出版事業)

第66条 本会は次の図書等の出版事業を行う。

- (1) 会誌として「圧力技術」を編集し、毎年6回以上発行する。
- (2) 本会規格「HPIS」の制定及び改正を行い、その都度出版する。
- (3) 講習会、セミナー等のテキストを必要に応じて出版する。
- (4) 他協会、企業等の発行図書等、理事会の議決を得て、委託販売する。

### 第16章 事務局

#### (事務局の設置)

第67条 本会の業務を遂行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は本会全般の事務を処理する。

#### (事務局の業務)

第68条 事務局の事務遂行に関しては、別に理事会の議決を得て定める規則によるもの  
とする。

#### (事務局の職員)

第69条 業務の処理をするため、事務局に職員及び嘱託員若干人を置くことができる。

- 2 職員及び嘱託員の任免、給与は予算の範囲内で会長及び総務委員長の承認を得て定める。
- 3 職員の就業に関しては、別に理事会の議決を得て定める規則によるものとする。

### 第17章 雑則

#### (細則の改廃)

第70条 この細則を改廃する場合は、別段の定めあるもののほか、理事会の議決を得な  
ければならない。

#### 附則

- (1) 本細則は、昭和42年5月18日から施行する。

## 文書改正履歴簿

文書名	一般社団法人日本高圧力技術協会細則
文書承認者	理事会
文書管理者	事務局長
定期見直し	3年

改正番号	年月日	内 容	承認記録
制定	S42/5.18	新規制定。	S42年理事会
1	S48/5.24	詳細はS48年理事会議事録による。	S48年理事会
2	S50/9.19	詳細はS50年理事会議事録による。	S50年理事会
3	S57/6.30	詳細はS57年理事会議事録による。	S57年理事会
4	S58/4.27	詳細はS58年理事会議事録による。	S58年理事会
5	S60/10.30	詳細はS60年理事会議事録による。	S60年理事会
6	S62/4.22	詳細はS62年理事会議事録による。	S62年理事会
7	H2/11.27	詳細はH2年理事会議事録による。	H2年理事会
8	H3/5.28	詳細はH3年理事会議事録による。	H3年理事会
9	H3/9.24	詳細はH3年理事会議事録による。	H3年理事会
10	H6/2.24	詳細はH6年理事会議事録による。	H6年理事会
11	H7/4.25	詳細はH7年理事会議事録による。	H7年理事会
12	H9/5.28	詳細はH9年理事会議事録による。	H9年理事会
13	H12/1.25	詳細はH12年理事会議事録による。	H12年理事会
14	H19/1.31	標準化担当理事及び標準化委員会の削除、並びに規格審議委員会の設置に伴う変更。	H19年理事会
15	H22/6.24	規定管理規程による文書の標準化。文書改正履歴簿を追加。認定委員会を認証委員会に改称。教育委員会設置に伴う変更。	H22/6.24 理事会
16	H23/11.25	定款変更に伴う改正	H23/11.25 理事会
17	H24/4.27	役員選挙に関する追記	H24.4.27 理事会